

# 第194回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：令和元年8月9日（金）

午後1時30分から午後2時15分まで

場 所：県行政庁舎9階 第一会議室

## ○次第

1 開 会

2 報 告

第193回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議案審議（1件）

議案第2367号 特殊建築物の敷地の位置について

4 その他

仙南広域都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の見直しについて

5 閉 会

## ○出席委員

阿留多伎 真人	尚綱学院大学環境構想学科教授
伊 藤 惠 子	株式会社はなやか代表取締役
郷 古 雅 春	宮城大学食産業学群教授
内 田 美 穂	東北工業大学工学部環境エネルギー学科教授
舟 引 敏 明	宮城大学事業構想学群教授
川 合 靖 洋	農林水産省東北農政局長（代理）
吉 田 耕一郎	国土交通省東北運輸局長（代理）
佐 藤 克 英	国土交通省東北地方整備局長（代理）
松 岡 亮 介	宮城県警察本部長（代理）
佐 藤 昭	宮城県市長会会長（塩竈市長）（代理）
佐 藤 仁	宮城県町村会会長（南三陸町長）
高 橋 伸 二	宮城県議会議員
高 橋 啓	宮城県議会議員
大 橋 昭太郎	宮城県町村議会議長会会長（美里町議会議長）

（以上14名，敬称略）

○審議結果

- ・議案第2367号 特殊建築物の敷地の位置について

【議決】原案を承認する。

令和元年8月9日（金）午後1時30分 開会

## 1 開会

○事務局（武内総括） ただいまから第194回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

議事に入ります前に、委員の改選がございましたので、御紹介いたします。お手元の委員名簿を御覧下さい。農林水産省東北農政局長の川合靖洋委員です。本日は代理として、農村振興部農村計画課課長補佐の八巻睦房様に御出席をいただいております。国土交通省東北地方整備局長の佐藤克英委員です。本日は代理として、仙台河川国道事務所副所長の外崎高広様に御出席をいただいております。続きまして、宮城県町村議会議長会会長で美里町議会議長の大橋昭太郎委員です。

### （1）会議の成立

はじめに、本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め、13名の委員の御出席をいただいております。定足数の10名を超えておりますので、都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

なお、本日は都市計画審議会の幹事であります本県都市計画課長が体調不良により欠席とさせていただきます。申し訳ございません。

ここで傍聴される方々をお願いいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守いただきますようお願い申し上げます。また、委員の皆様におかれましては、御発言の際は、事務局からマイクをお渡ししますので、恐縮ではございますが、挙手をいただきますよう、お願い申し上げます。

続きまして、本日の配付資料について御説明申し上げます。委員の皆様には、事前に「議案書」、  
「議案書別冊」をお渡ししております。また、机上に「座席図及び委員名簿」、「報告資料」としてクリップ留めの3種類の資料を配付しております。資料に不足はございませんでしょうか。それでは、審議をお願いしますが、会議の議長は、都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が行うことになっておりますので、舟引会長、よろしくをお願いいたします。

### （2）議事録署名人の指定

○舟引議長 それでは本日もよろしく申し上げます。はじめに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。内田美穂委員と高橋啓委員をお願いいたします。

## 2 前回議案の処理報告

○舟引議長 次に、第193回の審議会における議案の処理結果について、事務局から報告願います。

○事務局（佐藤土木部次長） それでは、前回までの議案の処理結果につきまして御説明いたします。お手元の『議案書』の3ページを御覧ください。前回御審議いただいた議案でございます。前回、第193回の審議会におきまして、議案第2366号「仙塩広域都市計画下水道の変更について」

1件について御審議いただきました。議案第2366号については、処理結果の欄に記載のとおり、所定の手続きをすべて完了しております。前回議案の処理報告については、以上でございます。

○舟引議長 以上の報告について、御質問等はありませんか。

(「なし」の声)

○舟引議長 それでは、以上で第193回の審議会における議案の処理報告を終わります。

### 3 議案審議

○舟引議長 続いて、議案審議に入ります。本日、審議する議案は、議案第2367号の1件となっております。円滑な議事運営に努めて参りますので、御協力をお願い申し上げます。それでは、議案第2367号「特殊建築物の敷地の位置について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

#### 議案第2367号 特殊建築物の敷地の位置について

○事務局（奥山建築宅地課長） 建築宅地課からは、議案第2367号「特殊建築物の敷地の位置について」の説明をいたします。「議案書」の4ページを御覧ください。この議案は、建築基準法第51条ただし書の規定により、特殊建築物の位置について、御審議いただくものでございます。同法第51条では、卸売市場や、今回対象となっている産業廃棄物処理施設などの特殊建築物については、都市計画区域内では都市計画決定したもの以外の新築等を原則禁止しております。ただし、その敷地の位置が都市計画上支障ないと特定行政庁が認めて許可を行う場合は新築等が可能となりますが、この許可を行うに当たっては、都市計画審議会の議を経ることとされております。

ここで、個別の議案の説明の前に、前々回の審議会において御意見をいただきました当県の建築基準法第51条の審査基準について、御説明いたします。7ページを御覧ください。当県では、御覧のように建築基準法第51条の審査基準を定めて平成17年度から運用しているところですが、「教育文化施設や社会福祉施設等から100m以上という距離要件が、時代に即しているか、適宜見直しが必要ではないか。」との御意見をいただきました。この距離要件については、当県の産業廃棄物処理施設の立地基準等や他の都道府県の許可基準を参考に定めたものです。これらの参考とした基準等について、改めて現在の状況を確認いたしましたところ、当県の環境生活部で定める「産業廃棄物処理施設等の立地等に関する基準」の中で、距離要件に係る改正はなされておらずでした。また、他の都道府県についても全国調査を行ったところ、距離要件を定めている都道府県の多くが、当県と同等の基準としている結果となっております。以上のことより、今回は当県の建築基準法第51条の審査基準の見直しを行わないことといたしました。なお、この審査基準については今後も適宜見直しの必要性についての検討を行いながら、適切に運用していきたいと考えております。

5ページをお開きください。御審議いただく施設の概要を記載しております。「施設名称」は、「有限会社築館クリーンセンター第2工場」、 「建築主住所・氏名」は、「栗原市築館字上高森4

9番地5 有限会社築館クリーンセンター 代表取締役 柏木裕氏でございます。「敷地の位置」は、「栗原市築館字上高森49番3外」で、「敷地面積」は「7,048.74平方メートル」, 「用途地域」は「指定なし」でございます。次に「建築物」の欄を御覧ください。「用途」は「産業廃棄物及び一般廃棄物中間処理施設」です。「工事種別等」は増築及び用途変更です。「構造, 規模等」は記載のとおりで, 既存のプラスチック容器包装材の破砕, 選別作業場棟を増築して焼却施設に用途変更します。次の「処理施設」の「処理内容及び処理能力」の欄を御覧ください。産業廃棄物の中間処理の内容を示しております。記載の11品目を焼却処理し, 処理量はそれぞれについて記載のとおりです。なお, この他に金属くず, ガラスくず, コンクリートくず, 陶磁器くずも取扱いますが, 許可不要の品目であるため, 特に記載はしておりません。今回の計画は, 取り扱う13品目のうち, 11品目について建築基準法で許可が必要となる処理能力を超えることとなったものです。なお, 本施設では一般廃棄物の処理も行いますが, 一般廃棄物の処理施設の位置については, 栗原市都市計画審議会に諮ることとなります。

次に, 議案書の6ページをお開きください。左の位置図を御覧願います。申請位置を, 赤で示しております。敷地は, 栗原都市計画区域の南西端に位置し, 用途地域は指定なしです。築館総合運動公園や, 東北自動車道築館ICから西南へ3km程度のところに位置し, 一番近くの用途地域は第一種住居地域で, 北東へ3km程度離れております。次に右上の付近見取図を御覧ください。内側の赤で示している範囲が今回の計画地です。周辺には, 住宅及び事業者が運営する農業施設及び焼却処理施設である第1工場が立地しております。なお, 左の位置図にあるリサイクルプラントにつきましても申請者が運営する施設です。次に右下の配置図を御覧ください。青線で囲った範囲が建築物を示しています。入荷した品目は, 処理施設棟内部のプラットホーム及びピットに保管後, クレーンを使ってピットの隣の焼却炉へ各品目を投入し, 焼却処理を行います。処理を行ったものは, 金属, 燃え殻等に分別され, 燃え殻保管室へ送られます。また, 焼却炉から出る排ガスも処理され, ばいじんは専用の保管室へ送られ, 排ガスは煙突から排出されます。本施設で焼却処理する品目は, 主に建設現場や製造工場の製造過程で生ずるもの及び一般家庭で発生するものです。処理されたものについて, 「燃え殻及びばいじん」は, 固化処理して売却したり, 最終処分場で埋立処分します。「金属」は売却します。搬出入は市道高森3号線から行います。搬出入のトラックは, 主に東北自動車道, 国道4号線, 市道築館南沢線を利用して運搬する計画としており, 通常, 1日あたりで搬入と搬出をあわせ, 24台程度を見込んでおります。施設の稼働時間は24時間ですが, 搬入時間は午前8時00分から午後6時00分までを予定しております。

7ページを御覧ください。当県では, このような建築基準法第51条の審査基準を定めて, 申請に係る処理施設の立地に関する審査を行っております。立地場所について, 当該施設が立地する栗原市からは, 市の総合計画及び都市計画等に基づく土地利用計画上支障がない旨の回答を得ております。敷地周囲100mの範囲に50戸以上の住宅が連担している集落はありません。また, 一番近い住居系の用途地域から約300m離れております。申請位置に最も近い文教施設は, 一迫商業高校で, 北へ3kmほど離れております。最も近い医療施設は約2.5km離れており, 社会福祉施設は約1.0km離れております。次に搬入道路等の基準について, 幅員等の基準に適合しております。また, 搬入道路である市道高森3号線は築館小学校の通学路とはなっておりません。次に, 当該施設の環境対策について説明します。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて, 設置許可申請が大崎保健所に提出され, 審査を終えております。具体的には, 飛散の防止につきまして, 取り扱う品目は, 建物内部に保管することで, 飛散及び流失を防止する計画としており

ます。また、煙突から出る排ガスについては、環境基本法による環境基準等の条件を満足しております。次に騒音及び振動については、敷地境界線4か所で予測評価を行い、宮城県公害防止条例に基づく規制値内であることを確認しております。水質については、水質汚濁防止法に基づく有害物質は排水されません。また、雨水について、施設内のものは側溝等で集水後、一部は油水分離槽を介して冷却水に利用され、一部は沈砂調整池を介して放流されます。悪臭については、煙突の排ガスについて悪臭予測をし、悪臭防止法に基づく基準を満足しております。なお、排ガス、放流水、騒音、振動、悪臭に関しては定期的にモニタリングを行う計画としております。周辺の住民の方々への事業計画の説明につきましては、県の「産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づき、平成29年9月、平成30年5月及び平成31年2月に実施しておりますが、その際飛散防止や稼働後の影響調査に関する質問等が出されております。なお、都市計画法第29条による開発許可は、平成14年に取得済みです。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく設置許可は、令和元年8月7日に許可済みです。

以上で、議案第2367号の説明を終わります。御審議の程よろしくお願いいたします。

○舟引議長 阿留多伎委員が到着しましたが、チェックシートの件は阿留多伎委員から質問があったものですので、もう一度説明をお願いします。

○事務局（奥山建築宅地課長） 7ページを御覧ください。当県では、御覧のように建築基準法第51条の審査基準を定めて平成17年度から運用しているところですが、「教育文化施設や社会福祉施設等から100m以上という距離要件が、時代に即しているか、適宜見直しが必要ではないか。」との御意見をいただきました。この距離要件については、当県の産業廃棄物処理施設の立地基準等や他の都道府県の許可基準を参考に定めたものです。これらの参考とした基準等について、改めて現在の状況を確認いたしましたところ、当県の環境生活部で定める「産業廃棄物処理施設等の立地等に関する基準」の中で、距離要件に係る改正はなされておりました。また、他の都道府県についても全国調査を行ったところ、距離要件を定めている都道府県の多くが、当県と同等の基準としている結果となっております。以上のことより、今回は当県の建築基準法第51条の審査基準の見直しを行わないことといたしました。なお、この審査基準については今後も適宜見直しの必要性についての検討を行いながら、適切に運用していきたいと考えております。

○舟引議長 議事に戻ります。委員の皆様から御意見・御質問はございませんか。

○高橋委員 搬入搬出関係で1日当たりの台数、搬入する時間帯について教えてください。

○事務局（奥山建築宅地課長） 搬入は1日当たり大型で12台、搬出も同数です。時間帯は、最も多いもので午前8時から午前10時、午後1時から午後2時となっております。

○舟引議長 いかがですか。

○高橋委員 結構です。

○舟引議長 大橋委員お願いします。

○大橋委員 7ページのチェックシートで、適否の欄が斜線はどういう意味なのか。例えば、9番の通学路と重複しないという項目は、重複していなければ適ではないのでしょうか。

○事務局（奥山建築宅地課長） 今回搬入路は通学路ではないので、判定対象外ということで斜線しております。

○舟引議長 大橋委員いかがですか。

○大橋委員 分かりました。

○舟引議長 阿留多伎委員お願いします。

○阿留多伎委員 焼却処理ということですが、大気汚染のモニタリングはどうなっているのでしょうか。

○事務局（奥山建築宅地課長） 煙突から出る排ガスにつきましては、ダイオキシン類は年に1回、硫酸酸素、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物は2か月に1回、水銀は4か月に1回、悪臭は年に1回モニタリングして基準値内に収まっているかを確認します。

○阿留多伎委員 何かの基準に基づいているのでしょうか。

○事務局（奥山建築宅地課長） 頻度の基準は承知していません。

○舟引議長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第2367号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

**【議決】議案第2367号：原案のとおり承認する。（賛成14名，反対0名）**

○舟引議長 以上で、本日本日予定していた審議案件はすべて終了しましたが、委員の皆様から、何か他にございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

#### 4 その他



○舟引議長 それでは、その他として、「仙南地域広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しについて」、事務局から内容を説明願います。

○事務局(塚原都市計画課課長補佐) 都市計画課の塚原でございます。課長の藤田に代わりまして、「仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更について説明いたします。お手元の報告資料と書かれた資料を御覧ください。

報告資料の1ページを御覧ください。宮城県では、令和2年3月末を目標に、都市計画基礎調査に基づき、非線引き都市計画区域である「仙南広域都市計画」を対象として、将来の都市像などを具体的に明らかにする「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」いわゆる「都市計画区域マスタープラン」の見直し作業を進めております。緑色で塗られたところが都市計画区域でございます。

2ページをお開き願います。上の表は、当県における都市計画区域マスタープランの見直しスケジュールを年度別に示したものです。表4段目の赤色が、本日、御報告させていただく仙南広域都市計画区域について記載しております。平成29年度から見直し作業を開始し、今年度見直し手続きを進めているところでございます。下のスケジュールを御覧ください。仙南広域都市計画の見直しにおいては、これまで、関係市町と、市町マスタープラン、総合計画、国土利用計画等との調整を行いながら、関係機関への意見照会・回答を経て現在素案を作成しているところでございます。本日、別冊と書かれた素案をお手元に配付しております。今年の7月には住民説明会を開催し、今年の11月に都市計画案の縦覧、12月の都計審への付議を経て、来年の3月に告示を行う予定となっております。

3ページをお開き願います。次に、「見直しの目的」について御説明させていただきます。4点ございます。1点目は、現行の都市計画区域マスタープランが、広域都市計画区域として平成25年に策定され、その後平成27年国勢調査が実施されるなど前回の策定から5年以上経過していることです。2点目は、仙南地域で広域景観計画を策定しようとしておりまして、蔵王連峰を中心とした景観の保全を図る必要があることです。3点目は、当県の総合計画である「宮城の将来ビジョン」に掲げております県内への産業誘導を主とした「富県宮城」及び「コンパクトで機能的なまちづくり」等の実現に向けた見直しが必要であることです。4点目は、人口減少や超高齢社会の進展、東日本大震災や関東・東北豪雨等の大規模災害の教訓等を踏まえた見直しが必要であることです。その下の、「見直しの方針」についてですが、当県を取り巻く情勢の変化をふまえて、3点ございます。1点目は、都市間の交流、資源の共有による個性豊かな都市が連係する一体的な都市圏づくりです。2点目は、広域交通の利便性、美しい自然環境と歴史・文化を生かした魅力ある産業地づくりです。3点目は、災害に強く、生活サービス機能が集約した、安全で質の高い暮らしやすい生活空間づくりです。

4ページをお開き願います。次に、本日御報告する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について御説明いたします。図2にお示しするように、この方針には大きく分けて3点定めるとされております。1点目は、「都市計画の目標」でありまして、人口と産業規模の現況と将来の見直しについてです。2点目は、「区域区分」いわゆる「市街化区域及び市街化調整区域」の決定の有無とそれを定める際の方針であります。この都市計画区域は区域区分を定めていないので、引き続き非線引きということで考えております。3点目は、「主要な都市計画の決定の方針」として、用途地域等の土地利用、道路や下水道等の都市施設、土地区画整理事業などの市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全などに係る都市計画の決定方針についてです。本日は、「①都市計画の

目標」と「③主要な都市計画の決定の方針」等に関して、その概要を御報告するものです。

5 ページをお開き願います。県が定める「都市計画区域マスタープラン」と市町村が定める「市町村都市計画マスタープラン」との関係について、御説明いたします。県が定める都市計画区域マスタープランについては、県の総合計画である「宮城の将来ビジョン」や国土利用計画法に基づく県「国土利用計画」を上位計画とし、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものとして定めることになっております。一方、市町村が定める市町村都市計画マスタープランについては、県が定める都市計画区域マスタープラン、市町村の建設に関する基本構想（総合計画等）に即して定められることとされており、住民に最も近い立場である市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿をきめ細かくかつ総合的に定め、市町村自ら定める都市計画の方針として定めることになっております。また、「立地適正化計画」は市町村マスタープランの一部として、市町村が定めることとなっております。県が定める「都市計画区域マスタープラン」は基本的な方向性を定め、具体のきめ細かい都市計画の方針は市町村が定める「市町村都市計画マスタープラン」に定めることで、都市計画制度を運用していくことになっております。土地利用や都市施設等の都市計画については、都市計画区域マスタープランや市町村マスタープランなどに即して決定され、具体の事業が実施されることになっております。

6 ページをお開き願います。県南部地区の「人口や産業の現状及び将来の見通しの考え方」について御説明いたします。一番上のグラフを御覧ください。オレンジ色の棒グラフが行政区域の人口、青色が都市計画区域人口となっております。人口の現状及び将来の見通しですが、県の総合計画である「宮城の将来ビジョン」の考え方に基づき、始めに県全体の人口予測値を算出します。次に、地区別人口の動向から県全体の人口に対する将来のシェアを設定し、仙南地域の行政区域人口を推計しております。最後に、過去の都市計画区域人口シェアの動向が引き続き続くものとし、都市計画区域人口を推計しております。その結果、概ね20年後の都市計画区域人口を薄い青色の棒グラフの約11万7千人と推計しております。真ん中及び一番下のグラフを御覧ください。産業の現状及び将来の見通しですが、製造品出荷額等については、「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の考え方に基づき、年平均の増減率が当面の間続くものとして推計しています。年間商品販売額については、卸売業販売額と小売業販売額の趨勢の合計値を過去からのトレンドにより、推計することとします。その結果、概ね20年後の製造品出荷額等及び年間商品販売額を、それぞれ8,187億円, 3,407億円と推計しております。

7 ページをお開き願います。A3横のカラーの資料でございます。仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の概要について御説明いたします。なお、「仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の素案も、別冊で用意しておりますので、そちらもあわせて御覧いただければと思います。7ページの各項目の右上に、囲みで本文P何ページと書かせていただいておりますが、それが別冊のページに対応しています。左上の箱囲み「基本的課題」を御覧ください。1点目は、蔵王連峰を中心とする自然景観などを保全、継承するといった自然環境・景観の保全が必要であること、2点目は、県の総合計画に掲げている「富県宮城」の実現を図ること、3点目は、国で現在進めている「コンパクト・プラス・ネットワーク」の推進を図ること、4点目は、東日本大震災はもとより、昭和61年の台風10号、平成27年の関東・東北豪雨等の風水害や土砂災害、蔵王山

の火山災害といった地震以外の自然災害への対応といった災害対策の強化を図ることを考えております。続きまして、「都市計画の目標」について、御説明いたします。「目標年次」については、平成27年を基準年とし、目標年を概ね20年後の令和17年としております。都市施設等の主要な施設の整備については概ね10年後の令和7年としております。「都市計画区域の範囲及び規模」については、前回、広域の都市計画区域MPを策定した平成25年と同様とし、36,538haとしております。「将来の人口及び産業のおおむねの規模」については、先程御説明したとおり、人口については、20年後の令和17年には、11万7千人になると想定しております。産業規模については、製造品出荷額等は、8,187億円、年間商品販売額は、3,407億円になると想定しております。「都市づくりの基本理念」については、①圏域間及び都市間における交流促進、公共交通サービスの維持・確保といった一体的な都市圏づくり、②広域交通利便性を活かした魅力ある産業地づくり、③大規模災害対策の拡充、良好で暮らしやすい住環境の形成といった安全で質の高い暮らしやすい生活空間づくりといった3点を基本的な方向性と考え、本都市計画区域の「将来像」を「蔵王連峰に抱かれた地域資源を活かして、圏域内外の人と文化が交流し、安心して住み続けられる広域生活圏の形成」としております。「7ページ」の右上を御覧ください。「都市の将来構造」でございます。赤、紫、橙色の丸で示したものが、人口動向や買物動向を考慮して定めた圏域拠点、都市拠点、地域拠点でございます。青い丸で示したものが、工業・物流拠点でございます。黄土色の丸で示したものが、観光拠点でございます。これらの拠点を鉄道軸、幹線道路軸で結び、赤い矢印で示す日常生活や産業活動を支える「都市圏連携軸」、青い矢印で示す工業・物流機能の集積を図る「工業・物流機能集積軸」で結び、連携を図ることとしております。各拠点の周囲については、都市基盤の整備、保全を図り土地利用を増進する「市街地ゾーン」、その周囲に農地の保全を図り、潤いとゆとりのある住環境の保全を図る「田園・集落共生ゾーン」を配置し、山間部には自然環境、景観を保全する「自然環境保全・活用ゾーン」を配置することとしております。これらの都市機能を相互に組み合わせることで、コンパクトで機能的なまちづくりを実現していきたいと考えております。下の表には、「各拠点」、「交通・連携軸」、「土地利用ゾーニング」の都市計画上の方針を記載しております。

8ページの左上を御覧ください。「主要な都市計画の決定の方針」について示しております。はじめに、「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」について御説明いたします。本区域では、居住や公共施設・生活サービス施設の計画的な更新・誘導による身近な生活圏の形成やインターチェンジ周辺などへの新たな産業の立地誘導や既存産業の維持を図ることとしております。次に、「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」について御説明いたします。「交通施設」については、既存道路の有効活用による交通需要への対応、都市計画道路の見直し及び地域の実情に合わせた総合交通体系を構築することとしております。「下水道及び河川」については、既存施設の適正な維持管理、需要に応じた事業区域の見直し、多発する豪雨に対する安全性を向上する河川改修を推進することとしております。「その他都市施設」については、都市生活を支える重要な施設として、計画的な維持・管理を図ることとしております。次に、「市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」について、御説明いたします。本区域では、当面の間具体の市街地開発事業は予定されておりませんが、今後の市街地開発にあたっては、賑わいのある商業市街地、安全性・快適性の高い住宅市街地を形成することとしております。8ページの右上を御覧ください。「自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」について、御説明いたします。本区域における公園・自然的環境の現状を踏まえ、都市における潤いの創出など多様な機能に資する公

園や緑地の整備を推進することとしております。また、本区域では、Ⅳ景観構成系統として、今後策定を予定している「仙南地域広域景観計画」を運用しながら、蔵王連峰の山並み、その麓に広がる田園や果樹園などの地域の風土、景観を保全すると共に、眺望景観の維持を図っていくこととしております。最後に、「防災に関する都市計画の決定の方針」について、御説明いたします。こちらは通常マスタープランの標準構成にはありませんが、震東日本大震災などの自然災害を踏まえ、県独自に追加している項目です。災害による被害を低減し早期復興が図られるよう、避難、救急活動、緊急物資輸送に資する広域的なネットワークの形成を図ると共に、建築物やライフラインの耐震化、土砂災害対策、災害の危険性のある地域における市街化の抑制といった各種対策を組み合わせながら進めていくこととしております。また、iiiの豪雨や土砂災害等の自然災害に対する避難誘導體制の整備、後半火山災害に対する登山者などへの情報伝達や避難誘導対策の強化に努めることとしております。

9ページを御覧ください。これまで説明してきた主要な都市計画の決定の方針に基づき、おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業を都市計画区域マスタープランの付図として示しております。赤字で示したものが、10年以内に実施を予定する主要な事業でございます。これらの事業箇所については、現在、関係機関と調整中のため、今後変更する場合がありますので、御承知願います。以上、簡単ではございますが、「仙南広域都市計画区域マスタープラン」の見直しについての御報告を終わらせていただきます。

なお、本日は、都市計画区域マスタープランの素案も別冊としてあわせて机上に配布しております。内容について、各委員から御意見を賜りたいと考えておまして、来月9月末を目途に事務局宛に提出して頂ければと考えております。様式は任意ですが、お手元の「別紙様式」を参考にしていただければと思います。よろしく御願いいたします。

報告内容については、以上でございます。

○舟引議長 ありがとうございます。マスタープランの見直しをずっと続けて参りましたが、これで一段落ということでしょうか。

○事務局（塚原都市計画課課長補佐） そうです。

○舟引議長 議案審議は次回ですが、別冊の本文をお配りして次回までに御意見を賜りたいということでございます。それでは、事務局の説明に御意見・御質問はございますか。

○舟引議長 阿留多伎委員どうぞ。

○阿留多伎委員 やはり工業系の出荷額が伸びるということですが、根拠がはっきりしなく、富県宮城の計画だからと言われればそうなのかもしれませんが、都市計画サイドとしてそのまま受け入れていいのだろうかという疑問があります。前回も1年、2年くらいで作り直さないかという間に計画と現実がずれるんじゃないかという懸念を申し上げていたところですが、ここがやはりどうなっているかということ。また、県南の場合は県北のトヨタのような重厚長大産業を誘致する場所がはっきりしていない。トヨタのような重厚長大産業は仕入れも高ければ出荷も高いのでボリュームが大きくなるのは分かるのですが、県南で重厚長大産業の見通しが無いのに、富県宮城の見通しが出

ているというのも不安なので、都市計画としてそのまま受け入れて良いのだろうかという疑問をずっと持ち続けることになると思います。

○舟引議長 毎回の質問ですが、事務局お願いします。

○事務局（塚原都市計画課課長補佐） 6ページに記載しておりますが、これらを都市計画としてどのように使用していくかを御説明します。これらの目標を踏まえマスタープランでは、住宅系についてはコンパクトなまちづくりを進めて行く、交通結節点周辺に集約していく、抑制的に新市街地をつくっていきたいと考えております。また、工業系の土地利用については、富県宮城の下に、将来交通網、他県域の港湾空港施設と連携を踏まえながら機動的に対応していきたいと考えております。商業系につきましては、近年の増加傾向を踏まえ必要最小限というふうに考えております。仙南地域の現状につきましては、過去3年間の企業の進出状況を調べましたところ、大きなところでは4社ほどあり、アイリスオーヤマの工場拡張があります。また、自動車関連では2社ほど大きな企業が進出してきております。操業予定は令和4年3月ですが、先を見据えてやっていきたいと考えております。大河原町では3Dプリンターを使った金属加工の企業も進出しているということです。こういう状況も踏まえ、6ページで算出している工業系のフレームを線形補間しますと28、29年度の数字も出せるところです。実績値を比較しますと、28年度は6,463億円、29年度は6,671億円となっております。企業の進出もあり、将来の推計よりも上振れしている状況です。実績は約300億円から400億円ほど上振れしている状況です。こういったことも踏まえ、富県宮城に合わせ土地利用も対応できるようにしていきたいと考えております。具体的に都市計画を運用していく例としてどのようなものが考えられるかですが、企業の進出に合わせ用途地域の見直しや、道路や公園などの必要な都市施設の都市計画決定について、変更案を県や市町の都市計画審議会にそれぞれ諮り、都市計画を運用していきたいと考えております。

○舟引議長 どうぞ。

○阿留多伎委員 とりあえず2年間は伸びていてよかったというところですが、計画は機動的に対応するのではなく、本来立地条件が大きく変わるようなことをして企業を誘致してくるということかと思えます。企業が来るからやりましょうではなく、計画的にここに重厚長大産業を持って来るんだと、そのために立地条件をこう変えるんだという話があるほどだと思いますが、機動的にという言葉で来たら対応しますよということでは、富県宮城の戦略としては待ちの姿勢に感じられますが、時代からいうと仕方ないような気はします。これからも御説明していただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○舟引議長 マスタープランで定めるフレームと現実に動くものとの間にギャップが生じるのは仕方ないことかと思えます。ただ、人口については確実に減少するということがデータ上も見込まれているのでそこはきちっとやる。一方で産業系は、都市計画でシュリンクして足を引っ張るようなことはやるべきではないという判断ではないかと思えます。そのほかありますか。

○内田委員 今までも色々な地域のマスタープランを拝見して、例えば沿岸部であれば復興も兼ねた

道路を作るとか、県北であればトヨタを中心とした工業地域の開発とか、目玉があると思うんですが、仙南の計画は特徴がないと感じました。仙南地域が福島県や山形県にもつながるような地域でもあるので、計画の中で県として何をしたいかがあれば教えてください。

○舟引議長 事務局お願いします。

○事務局（塚原都市計画課課長補佐） 8ページを御覧ください。売りにしているところを改めて説明いたします。仙南として力を入れていきたいのは、右上のⅣ景観構成系統で、景観の保全活用でまちづくりを進めていきたいと考えておりまして、仙南地域で広域の景観計画を定めようとしております。この計画を使いながら、蔵王を中心とした景観の維持保全を図って行くことを売りのひとつにしていきたいと考えております。もうひとつは、Ⅴの歴史文化系統で、震災後、村田町で、重要伝統的建造物群として新たな都市計画が運用されているところです。武家屋敷や伝統的建造物保存地区といった郷土施設、観光レクリエーション施設を仙南の共有の資源ということで、自然と街並みの保全形成を図って行きたいということをマスタープランでは強く押し出していきたいと考えております。

○舟引議長 ありがとうございます。いかがですか。

○内田委員 はい。

○舟引議長 そのほかいかがでしょうか。マスタープランは5年おきに基礎調査をして見直していくという前提で、しかし、そのフレームは20年間を想定しながら、当面10年間にどんな事業をやっていくかという立て付けになっています。このため、常に継続中のものばかりで、方向性が大幅に変わっていないかを5年おきにマスタープランということでチェックして、方向性が変わればマスタープランを書き換え、都市計画にいかすということになります。ローリングプランということで5年おきに調査して情勢が変われば見直していくという仕組みで動いておりますので、「前回と変わらないのではないか」という指摘には、そういう部分があるということを御理解いただきたいと思えます。

○舟引議長 そのほかいかがでしょうか。これにつきましては、引き続き御意見をいただく様式もついておりますので、御意見あれば事務局へ御連絡ください。

よろしいでしょうか。このほか、事務局から、何かありますか。

○事務局（本間都市計画課課長補佐） 次回の開催予定について御案内します。今回は、令和元年12月中旬の開催を予定しております。詳細につきましては、後日改めて連絡を申し上げます。

## 5 閉 会

○舟引議長 それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。御協力ありがとうございました。

○事務局（武内都市計画課課長補佐（総括担当））以上をもちまして、第194回宮城県都市計画審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

令和元年8月9日（金）午後2時30分 閉会